

本委員については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありまので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長東田正治君。
(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので、ただいま議題となっております。議案第五十九号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算 第三号 歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管分について当委員会の審査報告とその審査の概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

審査の方法でございますが、まず歳入全般を審査の後に歳出の審査を行なう。歳出につきましては議会費、総務費の中の戸籍住民基本台帳費と統計調査費を除く総務費、工不費の中の住宅費、教育費、予備費の順に審査をいたしました。

まず歳入全般について理事者より説明を受けた後に審査に入りました。委員より、地方交付税については国の予算は三〇％程度伸びたと思われ

が、当中においてはどうか。基準財政需要額と基準財政収入額との比較ではどうか。福生市の場合、基準の単価の変更とか種地の変更などの変化があったのかどうか。

また、特別交付税が当知予算で一億七千万円ぐらい計上されていたが、これは大抵年度末になって相当高額なものが交付されて補正をすることになっている。これは、これは政治的な絡みもあり算定がむずかしいとは思いますが、現在の見通しは大體どのくらいもらえようか、それを伺いたいとの質問に対して、理事者より、基準財政需要額と基準財政収入額との比較から言いますと五十八年度実績に對して、需要額が約三・一％の伸び、収入額は七・八％伸びている。相殺すると八・一％の交付税の減ということになるわけでございます。国の予算は三・九％伸びているのですが、福生市だけが減額ということはなく、三多摩では非常に減額率が高くなっているというところでございました。総体的には首節圏と大阪圏と郡市の発展する所は税金等の伸びが高くなるので、このよう結果になるんだと思つくと、こういうような答弁がありました。それから、地方交付税の単価の問題と種地の問題でございますが、種地の

変更は今年はありません。単価は国の物価指数等を計算するので少しずつ単価はどこも上がっているようにだ。ただ、この上がりぐあいが全国的に少なかつたように思われる。ですから単価は全項目変わっておりません。

また、特別交付税はどのくらいいたただけるか、見通しはどうかという点については、昨年は二億九千万円ほど交付をされていたが、国の予算が全体では三・九%減っている関係上、昨年と同じだけもらうというよりはどこの市が少なくもらわないと昨年以上もらえないわけになっています。少なくとも二億円くらいはいたただかなければならず、というように考え方を御披露されておられました。今後、特殊な財政事情の変化が全国的に出るか、最近の例ではこの前の地震など、長野県等には相当な特別交付税が行くだろうと思つくと。余り天災異変等がなければ昨年くらいはいたただけるのではないかと考えているとの答弁がございしました。

次に歳出について理事者の説明を受けた後、審議に入りました。委員より、体育施設費の関係で防衛施設協会からの寄附金百万円を利用して福東のテニスコートの時計とグラウンドの日よりの設置をするとい

うこととございしますが、毎年寄附金があると思込んだ形で施設への充當を考へていられるかどうか、基本的な考え方について伺いたいとの質問に對して、理事者より、防衛施設協会の補助金関係は毎年というよりは必ずかしの点もあると思つけれども、努力して要望していきたいと思つ。

また、補助金がある場合、大体いざぎの時期に來ますので当初の計画の際には予算要望がありますので緊急性の高いものについては予算措置としなければならぬけれども、行政上、直接即必要でないというものは保留している関係上、そういう場合に全般的に見ながら充當していきたいといふ考えがございしました。できれば一般的に利用できるようなものにしてもらいたいという要望が強いので、そのような方向性で措置をしていきたいといふ考えがございしました。

また、委員より、用品基金の積立金について質問がありました。これについて理事者より、東口の区画整理に伴い、地番変更等があり新しく地図をつくりかえた関係で前回の地図が利用できなくなったので、基金がその分が減となる関係がございまして、その分八万九千円補てんをするようにしたといふような答弁でありました。

委員より、議事事務局でも予算の節約に努めているが、古く作ったので、原価償却して利用しないというのはいさし好ましくないと、これは古くても使ひ道は十分あると思うので活用していただくかと思ふ。さういふようは要望がありませう。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、査報といたします。

議長(田村中郎君) 次に建設委員長 加藤謹久助君。

(建設委員長 加藤謹久助君登壇)

○建設委員長(加藤謹久助君) 御指名がござりましたので議案第五十九号

福生市一般会計補正予算第三号歳出予算のうち建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

私たちが建設委員会に付託された部分は総務費の中の調査費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費(住宅費を除く)であります。理事は日頃の説明があった後に質疑に入りましたが、委員より、道路新設改良費の用地買収費だが、地主さんが岐阜県の人だといふが、何平方メートルで、どのくらいの手当で購入するのか、また、承諾したのかとの質問に対して、岐阜県の奥村さんという人が、面積は六十三七四平方メートルである。このことについて鑑定士等の意見を聞き、平均単価平方メートル当たり十五万五千三百三十四円の見込みであるとしたところ、その数字で協力するといふ内諾をいただいたとの答弁がありました。委員より、市の基準単価は平方メートル当たり二万九千円であるが、その点についてお聞きしたい。

これに対して、現在、道路の用地買収の単価については四メートルまでの幅については固定資産税の住宅の平均評価額、平方メートル当たり二万九千円であり、四メートルを超える部分については不動産鑑定を行つてその鑑定価格によつて買収していると、そのようは事例でございますので不動産鑑定によつては買収単価が決まつてつくといふ説明がありました。

また、全国消費者実態調査に要する経費のところで、この調査は毎年やるのかとの質問に對して、これについては指定統計であり五年に一度の調査である。調査対象についてはその範囲が二人世帯以上の普通世帯と単身世帯とに分けて行い、福生の場合は国勢調査区域の基準とした調査区域で全部で二人以上の世帯が二十四世帯、単身世帯が二世帯というところで九月の一日から十一月三十一日までを調査期間とするが、今回の対象区域は第三小学校校の上と第一中学の上の地区だといふ説明がありました。

また、委員より、失対関係の入件費の補正であるが、現在、失対事業は何名いるか、どのような事業を行っているのかの質問に對して、失対は現在六名が就業してゐると。平均年齢が六十九歳であり、仕事の内容がいついとは田園地区の区画整理の關係の側溝の清掃等で大部分年を費してゐるもので極力危険な仕事はやらせたい。また、月にどのくらい就業してゐるか、一日何時間か、これに對して、就業時間は七時間のうち実働六時間で日数にして六十四歳未満が二十二日、六十九歳未満が二十日、七十歳以上が十五日であるといふ答弁があり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案とあり可

決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査直報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

次に厚生委員長 仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君)

御指名がございしたので議案第五十九号の

厚生委員会所管分について委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書目の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

説明の後、質疑に入りまして、委員より、福祉会館の改修についての質問として、五つほどの質問が出ておりますので、それについて一つずつ御説明を申し上げたいと思っております。

今回の改修で建てかえがどのくらい先に延びるのか。これに對する答弁として、今回の改修であと十年ぐらいの供り予定である。

二番目として、今回の改良について、予算を組む前に社協と事前協議をしたのか。また、会館内にスペースがあれば身障のケアセンターを取り入れる考えがあるか。これに対する答弁として、社協と今回の改良については内々と話している。議決をいただいた後に具体的な協力体制をお願いする。また、身障のケアセンターについては、今の施設ではスペースが足りないと思う。ケアセンターは、松風会の方で充実していきたい。

三番目に、福祉社会館は何年で建設されたか。また、会館の利用法の問題と改良工事は、逐次必要になるのか。これに対する答弁として、福祉社会館の建設は昭和四十五年で十四年経過している。この建物は公園の中の建物という事で、使用が図書館と集客室に限られるので増築はできない。今回の改良で充分使わすくねると思う。

四番目に、福祉社会館で現在使われている形のボイラーを他の福生市の公共施設で使っている所があるか。また、冷房についてはどうか。これに対する答弁として、会館で今回採用しようとする機械はまだ確定はしていないが、吸収式の冷温水発生器で、冷房能力は十一万二千キロカロリーで、熱交換機により冷水

をつくり、その風を送風機で各室に送り込むものである。会館と同じようなボイラーは現在市民体育館で使用している。

五番目として、福祉社会館の問題だが、総合計画の中でも総合福祉センターをつくるという計画があるように見受けられる。現在のれんげ作業所もあと二、三名で定員になる。これも総合福祉センターに移すという考えもあったようだが、これらについてはどうか。これに対する答弁として、福祉社会館は現状で使用することになるので、れんげ作業所は現在の施設の内容から見たとき、こちらに移すことはできない。れんげ作業所については別に考えろとの説明がなされました。続きまして、また、汚水排水処理施設の改良だが、どのくらいの量が、いままで流入していたのか。また、汚泥を凝固剤で固めるといふことだが、固めた汚泥はどの処分するののかとの質問に対し、五十八年度については投入量が七千二百二十トン、汚泥引き抜きが五百四トンで差し引き六千六百五十七トンが下水に流入している。

汚泥の処理については、福生産業有限会社が各家庭からし尿とこの施設に投入して、汚泥の引き抜きは加藤商事株式会社が行って、処分は全国農

産有機株式会社と契約してミニズのえさ等に使用しているとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とついでしていただきます。

○議長(田村中郎君) 以上各委員長の報告は終りました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終ります。

これより議案第五十九号について採決いたします。

本案に對する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は各委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十九号は、各

委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村中郎君) 日程第十 議案第六十七号 昭和五十九年度福生市国民

健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報

告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名でございますので、議案第六十七号につしまし

て委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査に先立ち理事者より提案した議案中訂正の申し出があり、本日の日
程第二で訂正をいたしました箇所について本会議で訂正をお認めいただくこと
を前提で審査をいたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

療養給付費と負担金の七千二百四十九万七千円の減り負担率の減による。

定率の変更で、これは退職者医療制度ができたためということだが、どのくらいの変更になったのか。調整交付金だが、退職者医療制度が創設されたことにより入ってくるものはどのくらいか。

療養給付費の一千四百四十三万四千円は、退職者分と一般分の合計といふことだが、その内訳を教えてください。一般管理費の退職者医療にかかわる経費が三十三万二千円だが、これを消すのか確認したい。

予備費は三割調整のために二十八万三千円補正して二百一十三万七千円の合計になる。医療費の改定というのはいくつかで大丈夫なのかとの質問に対して、療養給付費においては従来負担率の定率は四〇%だった。これは医療機関にかかった場合に三割は自己負担しているもので、歳出では七割が計上されていたが、その三割も取り込んでその百分の四十だった。これが今度の改正により七割給付の百分の四十となった。この療養給付費における試算によるマイナス部分は六千二百一十二万四千円である。それともう一つは拠出金もその中で国庫の負担があったが、これはいまままで給付率は掛けられていたが、それが給付率

が掛けられることになるマイナス分が一千三十三万三千円である。したがってトータルすると七千二百四十九万七千円の減額補正となる。ただ、これも実際に歳出の方がどう動いていくかによって変更が生ずる部分である。

調整交付金だが、この補正額はすべてまだ名称ははっきりしていないが、退職者にかわる調整交付金である。当初予算では税の軽減費は五百九十二万六千円と見込んでおり、そのほかの分では三十五万七千円見込んでおり、トータルで六百二十八万三千円だった。このたびの補正では全く退職にかかわるマイナスの部分の影響を受けず、部分に対して国が調整交付金として七割分を見ているといふようなもので、この補正額は税の軽減分も含んでいない。

事務初費にはパートタイム賃金、印刷製本費、通信運搬費、業務委託料などがあるが、係員がやはりかなり事務的な負担を背負って処理しなければならぬが、それはここには出ていない。

療養給付費の内訳だが、ここに新たに推計したのは退職者の七割から八割になる部分、これを試算すると六百二十八万一千円である。これは十月のらなので、六ヵ月分である。一般分については八百十五万三千円である。

予備費については確かに予備費の額としては問題があるかと思う。現在、医療費の推計がこの補正の中でも療養費の療養給付費を一千四百四十三万四千円補正することになり、何とか五十九年度は運営していき、多岐で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願いします。直報と口とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初と反対者から発言をお願いします。反対者 十一番 原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君)

議案第六十七号 昭和五十九年度福生市国民健康

保険特別会計補正予算第二号について反対討論を行います。

本補正予算は議案第六十六号の国民健康保険条例の一部改正に伴うものです。健保の改悪で退職者医療制度が創設され、国庫の補助率が引き下げられたことにより補正されたものです。

議案第六十六号の国庫条例の一部改正で述べたので繰り返すことはしません。今回の補正予算でも国庫補助は差し引き一千九百二十一万二千円の減となっております。歳入の調整交付金三千三百八十七万円は退職者医療制度創設に伴うことにより交付されたので、今後は交付されるかどうかはわかりませんが、このように国庫の補助率が引き下げられた補正予算第二号に反対するものです。

○議長(田村市郎君)

暫時休憩します。

午後一時三十分

休憩

午後一時三十一分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で討論を終ります。

これより議案第六十七号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第六十七号は原

案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十一議案第六十号昭和五十九年度福生市

老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長か

ら報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第六十号につきまして委員

員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本案不審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入り

ましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であ

ります。

何とぞ当委員会報告とおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第六十号について採決いたします。

本案に對する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員は委員長の報告のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第六十号は

委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十二議案第六十一号 昭和五十九年度福生市福

生郎市計画事業福生工地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題

といたします。

本委員については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございましたので議案第六十一号につ

いて審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案本審査報告書) 別添参照

この補正の内容は、歳入の四百四十九万六千円は前年度繰越金であり、歳出の四百四十九万六千円の補正は、支出金から一般会計への繰り出しであるとの説明があった後、委員より、この主の補正は今後期待できるかとの質問に対し、主として清算金の徴収に伴うものであり、今回の一括で納入した人が主で、六十七年度から五年間分括を希望する人が五名いるが、この人たちの納入の仕方によって、この補正は補正することも考えられるし、これから六十四年度まで分括納入を希望する人のためにわずかな額でも年二回ずつ徴収を予定しているかどうかの段階で補正することもあるとの説明がありました。

また、委員より、分括の金額はどのくらいかとの質問に対し、百三万四千円であるとの答弁がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。